**審議会の今後の進め方（案）**

資料４

「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方について（諮問）」を踏まえ、令和2年度内に審議会として答申を予定。

答申の策定にあたっては、政策の方向性や重点議論を集中的に検討するため、学識経験者からなる「政策検討部会」を設置。

審議会は2回開催し、部会の取りまとめた答申中間とりまとめ案、答申案について審議。

<主な検討項目>

・政策の方向性

　　基本目標、政策展開の方向性等

・施策の方向性

　　施策の柱、重点的な取組み等

　・重点議論

　　　賃貸住宅供給のあり方、健康（環境）に資する住宅ストックの質の向上

**■スケジュール（概要）**



**■　部会運営要領**

大阪府住宅まちづくり審議会政策検討部会運営要領（案）

第１　趣　旨

大阪府住宅まちづくり審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号）第６条第１項の規定により、今後の住宅まちづくり政策に関する答申について検討を行うため、大阪府住宅まちづくり審議会に政策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第２　組　織

　　（１）部会は、規則第６条第２項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

　　　　①　規則第２条第２項に規定する委員　　　　８人程度

　　　　②　規則第３条第２項に規定する専門委員　　若干人

　　（２）部会に部会長を置く。部会長は、規則第６条第３項の規定により会長が指名する。

　　（３）部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第３　会　議

　　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第４　補　則

　　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

この要領は、令和２年　月　日から施行する。

**■　部会委員（案）**

宇野　朋子　　　　　武庫川女子大学生活環境学部建築学科　准教授

大竹　文雄　　　　　大阪大学大学院経済学研究科　教授

清水　陽子　　　　　関西学院大学総合政策学部　教授

髙田　光雄　　　　　京都大学　名誉教授・京都美術工芸大学　教授

中嶋　節子　　　　　京都大学大学院人間・環境学研究科

弘本　由香里　　　　大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所　特任研究員

本庄　かおり　　　　大阪医科大学医学部　教授

三浦　　研　　　　　京都大学大学院工学研究科　教授

【敬称略・五十音順】